

マージン率等に係る情報提供について

マージン率等に係る情報提供

株式会社 Otaks

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和7年6月1日～令和8年1月31日)

記

- 1 令和8年1月31日付け派遣労働者数20人
- 2 派遣先事業所数（実数）18
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額29,597円
(1日当たりの料金額（8時間労働として計算）)
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額20,729円
(1日当たりの賃金額（8時間労働として計算）)
- 5 マージン率：労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

30.0%

法定福利費、経営運営費等もマージン部分に含まれます。

- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	新入社員	OFFJT	弊社	無償	有給	4時間
		OJT				
Javaプログラミング訓練	新入社員	OFFJT	弊社	無償	有給	4時間
	2年目の社員	OJT				4時間
ネットワーク設計訓練	2年目の社員	OFFJT	弊社	無償	有給	4時間
	3年目の社員	OJT				8時間
リーダーシップ訓練	3年目以降の社員	OFFJT	弊社	無償	有給	8時間
		OJT				

キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業管理責任者 TEL 03-4306-0315

- 7 法第30条の4 第1項の労使協定について
締結している（終期 令和9年3月31日）
<協定対象派遣労働者の範囲>
「情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）」「情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）」「デザイナー」
「コンピューター等事務機器操作の職業」「その他の技術の職業」「その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業」